

令和3年(ネ)第605号 新安保法制違憲国家賠償請求訴訟 事件

控訴人 [REDACTED] ほか

被控訴人 国

控訴人準備書面(31)

令和3年12月27日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 福崎博



同 吉田良



同 有馬



同 山本真



同 青野



同 森永正



同復代理人 伊藤



ほか

本準備書面は、各地で行われた証人尋問の成果である証言の要約です。

「第1」では、元内閣法制局長官である宮崎礼壹氏の証言について

「第2」では、元最高裁判事である濱田邦夫氏の証言について

「第3」では、武蔵野芸術大学教授である志田陽子氏の証言について

「第4」では、ジャーナリストである西谷文雄氏の証言について

「第5」では、同じくジャーナリストである半田滋氏の証言について、重要なポイントを述べるものです。

第1 元内閣法制局長官・宮崎礼壹氏の証言内容

岡山地方裁判所において令和3年7月8日に実施された宮崎礼壹氏（以下「宮崎氏」といいます。）の証人尋問における証言（甲B119号証）の要旨は次のとおりです。

安保法制が違憲であることを端的に述べています。

1 証人の経歴

昭和45年 檢察官任官

昭和62年から平成22年まで 内閣法制局勤務

2 憲法9条に関する政府見解

(1) 集団的自衛権の定義

集団的自衛権は、国際法の概念です。自分の国が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、自分と友好関係にある国が外部から武力攻撃を受けた場合に、自分も一緒になって、その武力を用いて、これを排除することをいい、国際法上、違法とされない権利とされています。これは現在の政権においても、完全に維持されている考え方です。

(2) 宮崎氏の集団的自衛権と9条の解釈に関する見解

ア 1項との関係について

集団的自衛権の行使は、他国の防衛ということが本質ですので、そもそも、国際紛争を解決する手段としての武力行使を放棄するという憲法9条1項に正面から違反するものです。

イ 2項との関係について

我が国が武力攻撃を受けたときに、最小限の武力行使をすることは合憲だとされてきた関係で、そのための実力を普段から持つておくことは、ギリギリでいいということで、自衛隊は合憲であるというのが支配的な説になっています。

ところが、集団的自衛権行使ができる軍隊というのは、他国の武力紛争に有効に介入できる実力ということですから、自衛隊を合憲とする論理では到底説明がつかず、戦力そのものにあたり、したがって2項にも違反すると言わざるを得ないと思います。

(3) 集団的自衛権行使に関する政府見解について

ア 昭和47年政府意見書のポイント

集団的自衛権の行使は、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とするので、憲法上許されないと書いてあります。集団的自衛権の行使が、他国防衛であるということは、最近出てきたことではなく、昭和47年の頃から明確に言っていたことがポイントだと思います。

イ 政府見解の連続性について

昭和47年の政府意見書は、明確に集団的自衛権行使は、他国を防衛するものだから論理的に憲法9条の容認するところではないと言っており、それをいくら読んでも、現在の政府見解との連続性はないと言わざるを得ません。

ウ 昭和47年政府意見書は、自衛に集団的自衛権も含むことを否定

していないという見解について

それは、白を黒と言いくるめるようなものです。政府意見書における、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由、幸福追求権が根底から覆される事態というのは何であるのかということについてですが、ここでの国民は日本国民であることは争いがありません。意見書には、外国の武力攻撃による我が国に対する攻撃というふうに明記されていませんので、友好国に対する武力攻撃を含むという政府の説明は、無理な読み方です。あくまで、外国の武力攻撃によって日本国民の…という意味ですので、これに外国に対する武力攻撃も含むという読む余地はありません。

エ 昭和47年政府意見書と日本における憲法9条解釈について

2014年までは、昭和47年政府意見書の考え方は、法制局の中で、また、防衛相を含めて政府において、当然の前提として共有されていました。

集団的自衛権行使の問題については40年以上にわたって政府が繰り返し、違憲であると言ってきた見解です。それは毎年のように出された防衛予算あるいは防衛関係法律、法案の説明の中で言わてきて、国会の方もその説明を一応良として、それを前提にして多数の賛成を得て、法案が国会を通過しています。そういう意味で、これは政府が述べた見解でしたというだけでなく、国会自体が関与し、了承して日本の施策を決めてきました。日本の国家実践の内容そのものですから、政府の側から、解約をひっくり返すということは許されず、そういう意味で確立した9条解釈になっていたと言わなければなりません。

オ 宮崎氏が内閣法制局時代に関与した平成16年政府答弁書について

当時、私は、内閣法制局の第一部長でした。第一部は、法案の審査を離れて、憲法をはじめとする法律の会社について、責任をもつて検討し、内閣や大臣に対して意見を述べるという部署です。

この答弁書は、我が国に接着した海域のある水域で米軍が武力攻撃を受けたようなときに、そのまま放置すると、日本国自体が攻撃されるに至るに違いないという場合に限って集団的自衛権行使を認めていいのかという質問に対する答弁を記載しています。

答弁書では、我が国がまだ攻撃されていない場合にもかかわらず、その他国に対する攻撃というものを武力で阻止するということなので、大きからうが小さからうが、それは論理的に9条の下ではできませんと答弁しています。

3 新安保法制について

(1) 政府見解について

政府は、新安保法制については、極めて限定した集団的自衛権行使のみを例外的に容認するものだと強調していますが、これまで述べたように、制限、限定をかけばいいものではありません。存立危機事態の限定というのは非常に曖昧で、限定の体をなしていないと言わざるを得ません。

(2) ホルムズ海峡に機雷が敷設された想定（平成26年7月14日衆議院予算委員会、安倍首相答弁）と存立危機事態の要件との関係

安倍首相は、経済的な理由でも存立危機事態に当たり得るということを言っているわけです。また、武力行使は、他国の領域であることもあると言っているわけです。

この安倍首相の答弁は、何回も繰り返されました。安倍首相は、他に考えられる例はないのかという問い合わせに対して、当面考えられる

唯一の例と言っています。安保法制の審議の際には、ほぼこれ一本の説明でした。

結局、存立危機事態というものの無限定性を初めから露呈しているものだと、私は聞いていて感じていました。

(3) 米軍に対する武力攻撃は新三原則に当てはまる可能性は高いという発言（平成26年7月14日衆議院予算委員会における岸田国務大臣）について

政府は、新三原則に当てはまるかどうかは総合的に判断するというふうに繰り返していますけれども、この発言は、日米関係ということを持ち出したら、ほぼほぼ存立危機事態になるということを言っているのであり、非常に問題がある答弁です。

(4) 日本の安全保障にとって、アメリカ側の抑止力、打撃力が欠如することは日本の存立危機事態に当たる可能性があるとの発言（平成29年4月10日衆議院安全保障委員会、小野寺国務大臣）について

これは、安保法制が成立した後の比較的最近の答弁です。存立危機事態の定義がいかにも絞ったように書いてありますけれども、実際にはそれはほとんど限定のない、米国との関係では限定のないものだということを露呈していると思います。

(5) 日本政府による存立危機事態の認定・評価の問題点

個別自衛権でしたら、自分の国が武力攻撃を受けているのかどうか、またそれを武力でもって排撃しなければ他に手はないのかということは判断できそうです。

ところが、集団的自衛権の場合、他国から要請があつて手助けする必要があるかどうかを判断した上で参戦することになります。他国、実際には、米国が受けた武力攻撃が実際に存在したのか、また

いかなるものであったかということについては、要請国情報しかありません。例えば、ベトナム戦争の発端になったトンキン湾事件は、航海上にいた米艦隊が北ベトナムの魚雷艇に魚雷攻撃を受けたということになっていましたが、後日、それは、米国でのっちあげだということが判明しました。これは、事実認定がいかに外から短い期間のうちに判断することが難しいかを示しています。

さらに、一国に加えられた武力攻撃というのは急迫、不正のものではなければならないと当然に考えられています。要請国が、先制武力行使をしているという場合に、相手方の反撃が当然あります。その反撃があった場合にも、要請国に加えられた急迫、不正の武力攻撃というふうに単純に捉えていいのかという問題は非常に深刻な問題です。

(6) 新三要件（事態対処法9条2項1号ロ、同法3条4項ただし書）について

個別的自衛権の場合であれば、米国が武力に訴える前に、単に手段がないのかを考える余地は確かにあります。また、一旦、武力行使に踏み切るにしても、最小限にとどめておかなければならないということは分かりやすい話です。

ところが、集団的自衛権行使は、要請国（米国）が既に武力行使として巨大な軍事力を展開しています。その後、要請が来るわけで、他に手段がないのかといつても、それは全体的な意味での議論の余地がありません。問題は、我が国がそこに参加する余地があるのかということですけれども、それは結局、存立危機事態の定義と同じことになるので、独自の歯止めになるのかどうか疑問です。

最小限度という点については、アメリカと一緒に戦って、途中で戦いをやめるという判断を日本だけができるのかということを考

えても、それは絵空事だと思います。

第二要件、第三要件は、個別的自衛権の場合と違って、本当にただ字で書いてあるだけだと思います。

(7) 憲法9条解釈の基本は守っている（存立危機事態ではない場合の武力行使は違憲である）との政府の説明について

存立危機事態の概念そのものが非常に曖昧で規範の体をなしていないと思います。それだけでなく、このような曖昧な基準で軍事的な方針を決めることは、かえって日本を取り返しのつかない危険や混乱に陥れる危険を持つものだと思います。

例えば、対外的に考えると、集団的自衛権を行使して戦っていた日本が、途中でやめると言い出せば、米国から裏切り者と評価されます。対内的には、作戦に従事する自衛隊の指揮官あるいは隊員は、自分のやっていることをこれ以上進めると、違憲の行動を自分たちがすることになるのではないかとジレンマに縛られていくことになります。そのような軍事行動はありません。

多義的な解釈を始めから含んでいるような、規範の名に値しない規範を持ち込むとすること自体かえって違憲性を構成すると思います。

(8) 従来法と存立危機事態との関係について

ア　自衛隊法76条1項1号の切迫事態と存立危機事態について
切迫事態では、武力行使はできません。自衛隊法76条1項1号は、新安保法制であっても全くいじらなかった規定です。

一方で、2号で、存立危機事態の場合は武力行使ができるということが規定されました。個別的自衛権の場合は、まだ武力行使してはいけないということが維持されているのに、集団的自衛権の場合は他国を防衛するためならば武力行使をしてよいとなっ

ていることは、倒錯しており、矛盾があります。

イ 重要事態法 1 条の重要影響事態と存立危機事態について

重要事態法 2 条 2 項に、対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないと書いてありますので、後方支援に限るということを言っているわけです。

この部分は従来から維持されたままで、存立危機事態における武力行使が法制化されました。そうすると我が国に対する武力攻撃がなく、そのまま放置すればどういうことになるのかかも分からぬのに、外国に対する武力攻撃があって、その攻撃の性質が我が国から見て存立を脅かすおそれがあるという抽象的な総合的判断をすると武力行使ができるわけですが、やはりそれは一種の倒錯ではないかと思います。

重要事態法において、武力行使はしてはいけないということは維持せざるを得なかったのと比べて、なぜ、集団的自衛権の場合は直接武力行使していいのか、非常にそこは矛盾、倒錯していると思います。

4 まとめ

(1) 集団的自衛権行使の違憲性

存立危機事態という限定の仕方で、集団的自衛権行使を部分的に容認しようとする新安保法制は、憲法 9 条の文言に反します。長年、国会を含めた政府の国としてとってきた確立した解釈にも反します。存立危機事態という名前でもって限定しているようにしていますが、その限定自体不明確で規範足り得ません。

いずれをとっても、この存立危機事態という名前をまとめた集団的自衛権行使容認というのは、憲法 9 条に反すると考えざるを得ません。

(2) 中国が台湾に侵攻した場合を想定して考えると浮き彫りになる問題点

令和3年7月5日、麻生副総理は、中国が台湾に侵攻した場合、存立危機事態に当たる可能性があると述べていますが、集団的自衛権行使を理由に、日本がアメリカに追従した場合、法律的な観点から、2つの深刻な問題があります。

アメリカが台湾の要請があり、先にアメリカが中国を攻撃し、それに対して中国が反撃するということが想定されます。この場合、アメリカは、急迫・不正な武力攻撃を受けたという前提で、日本に対して、集団的自衛権行使の要請をしてきます。しかし、中国と台湾の関係は、国際的に特殊です。1つの中国論を巡って、国際的に意見が大きく分かれることが予想される問題について、アメリカが、中国に対して武力を行使するということが、そもそもよいのかということが問題となります。

このような事態が予定されていて、これが存立危機事態に当たるのかということが議論の中心になっていれば、安保法制が、本当に法案として通ったとは思えません。

中国との関係だけではないですが、日本が、集団的自衛権行使として、その国に対して、先制攻撃をしたときに、反撃されれば、この反撃は、急迫、不正な侵害であると主張はできなくなると思います。反撃があった場合に、先制攻撃は集団的自衛権の行使だから正当だという主張はできても、個別的自衛権の行使ということは言えなくなります。対外的にも、対内的にも、個別的自衛権の行使、専守防衛にはなりません。このような集団的自衛権行使した場合の重大な問題を、是非我々は考えなければならないと思います。

(3) 國際法上の集団的自衛権に関する宮崎氏の見解

集団的自衛権は、戦前になかった概念です。冷戦が激しくなり、安保理が機能しないのではないかということで、集団的自衛権が、個別的自衛権と並べて国際連合憲章に規定されました。国連憲章51条に、安保理が有効な手段を取ることができるようになるまでの間と書いてありますが、それは、暫定的な期間、同盟に基づく武力行使で私的に解決するということも認めようということで、集団的自衛権が規定されたのは、妥協の産物なのです。

ところが、その後のソ連、アメリカの軍事行使を見ると、実際のところは、他国防衛を超えて、第三者間の武力紛争に武力介入する権利というものを国連憲章が認めてしまっているというのが実態です。

そういう意味で、集団的自衛権というのは、輝かしい国際的権利というものではなく、妥協的なものであり、危険千万なものですから、多くの犠牲の上で日本国憲法を手にした日本としては、自衛権を求めるではなく、むしろ、時間がかかるとも、それを少なくし、消滅させていくという方向にこそ努力をすべきではないかと思います。

第2 元最高裁判所判事・濱田邦夫氏の証言内容

岡山地方裁判所において令和3年7月28日に実施された証人濱田邦夫氏の証言（甲B118号証）の要旨は次のとおりです。

安保法制が違憲であることを端的に述べています。

1 証人の経歴

1962年	弁護士登録
2001年5月	最高裁判所判事に任命
2005年9月14日	主任裁判官として，在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟判決を担当

2 証人の意見

(1) 昭和47年政府公式見解とその後の憲法違反の措置

ア 日本国憲法9条の解釈上、個別的自衛権の行使は認められるが、集団的自衛権の行使は認められないという見解は、政府・内閣が国会で何度も確認している立場であり、昭和47年以来の政府の公式見解です。

イ その後、国連の平和維持活動に協力するというピース・キーピング・オペレーション（PKO）が始まり、日本は、中東の紛争に関し、アメリカ軍を中心とする連合国軍の後方支援活動を行うようになりました。

このような活動について、政府の公式見解では、戦闘が行われている地域には出ていないとしきりに説明していますが、実際のところ、弾薬供給などの行為は、相手国からみれば戦争行為自体であることは明白ですし、その後、戦闘が行われている地域に自衛隊が派遣されていたということも判明しました。

ウ このように、昭和47年の政府公式見解は、2014年7月の閣議決定で突然覆ったわけではなく、それまで延々と、一つ一つなし崩し的に憲法違反の措置がとられてきたのであり、その集大成が2014年7月の閣議決定といえます。

(2) 新安保法制法が実質的な憲法改正であること

ア 2015年には、国会には立法事実が知らされず、また国民もよく分からぬまま法案が一括して上程され、自民党の中でもよく分からぬまま、国会による十分な審議を経ることなく、これらの法案が数の論理で可決されてしまいました。これは非常に大きな問題であると考えています。

イ 解釈によって法律の読み方を変えるということ自体は、日本では

広く認められているところではありますが、解釈と称し、法律・憲法の字義をあからさまに超えた形で実質的内容を変更してしまい、手続的にも、憲法改正手続をとることなく、実質的な憲法改正をしてしまう事態は、許されるものではありません。すなわち、昭和47年の政府公式見解はその後も維持されているにもかかわらず、実質的には、この政府公式見解が変更されてしまったのです。

ウ 憲法9条の解釈としては、個別的自衛権を認めるというのが限界であって、それ以上の集団的自衛権については、限定的であってもこれを認めるのであれば、解釈の変更ではなく、憲法改正の手続を経なければなりません。

エ 法律を改正する場合には、立法事実というものについて、国会で十分に議論がなされた上でなされるのが筋であり、ましてや、法律の上位にある憲法であれば、立法事実を国民に十分に納得してもらう、その前提として、国会で十分に審議し、かつ、国民全体に憲法を変えなければならない理由について、十分に説得力のある説明をした上で、国会で手続規定に従って憲法改正の発議をし、国民投票を経て改正がなされなければなりません。そのようなプロセスを尊重しない政府のやり方は、法の支配が尊重された社会とは言えないと考えます。

(3) 内閣法制局にこれまでのような憲法適合性のチェック機能が期待できないこと

ア 新しい立法については内閣法制局が憲法適合性をかなり深くチェックしていたので、法案については明らか憲法違反というケースは非常に少なかったといえます。

裁判所には違憲立法審査権が認められていますが、内閣法制局による憲法適合性のチェックと解釈による運用の双方が相まって、こ

れまでは大きな問題は生じてきませんでした。

イ ところが、内閣法制局では、安倍元内閣総理大臣の意向に反する人は遠ざけられるというあからさまな人事が行われており、残念ながら、現在の内閣法制局にかつてのような機能を期待するというのはもはや無理であると考えます。

(4) 「存立危機事態」が規範になるよう明確性を有していないこと

ア 新安保法制法は、集団的自衛権の行使を「存立危機事態」という要件で限定していると説明されていますが、「存立危機事態」という概念自体が法律的なメルクマール、規範になるような明確性を全く有していないので、どうにでも解釈することができます。

イ 安倍元内閣総理大臣は、実際に、この「存立危機事態」をどうにでも解釈して、いろいろなことを言っていましたが、これは、アメリカからの圧力によるところが大きく、アメリカは、軍事、外交の面になると、過去から現在に至るまで、日本に対して非常に大きなプレッシャーをかけてきます。

(5) 平和的生存権が憲法で保障された国民の権利であり、かかる人権が新安保法制法により違法に侵害されていること

ア 最高裁平成17年9月14日判決（在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟判決）で示された判断枠組みは、新安保法制法の違憲性判断にも及んでいます。

イ この判断枠組みは、立法の内容又は立法の不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合を挙げていますが、新安保法制法により違法に侵害されている国民の権利は、憲法の前文やその他の条文を貫いているところの「平和に自由を享受しながら生活できるという平和的生存権」であり、日本国憲法が保障する平和主義、自由主義、基本的人権などの枠組

みの中で十分に認められるべき国民の権利だと私は思います。

ウ 平和的生存権が憲法上認められる具体的な権利であり、新安保法制法により国民の平和的生存権が侵害されているという考えは、これまで長年にわたり弁護士として渉外法務に関わり、また最高裁判事を務めた法律家としての専門的知見に従った見解です。

(6) 裁判官が法律家としての良心に従い憲法判断についてき然たる判断を行うべきこと

ア 裁判官というのは法であり、正義であると考えられており、その正義の最たるもののが憲法です。その憲法の判断を日本の裁判所は割と回避します。

アメリカでは、時の政権の意向による裁判官の任命、ポリティカル・アポインティ（政治的な任命）がありますが、そのような場合であっても、アメリカの司法は、法律、法の支配の精神、特に憲法の在り方について、自らの法律家としての良心に従い、何が正義であるかの判断をき然としています。このようなアメリカの裁判官の態度は、是非日本の裁判所にも見習っていただきたいと考えています。

イ ここぞというときに憲法判断を回避することは、裁判官の姿としてあってはならないものですので、本訴訟においても、裁判官たちのき然たる判断をお願いしたいと考えています。

第3 憲法学者である志田陽子教授の証言の内容

本準備書面は、志田陽子教授（以下、単に「志田氏」とする）の岡山地方裁判所において2021年7月8日の証人尋問の証言（甲B120）及び福岡地方裁判所において2021年9月3日に実施された証人尋問の証言（甲B122）を要約するものです。

控訴人らが請求の根拠としている人格権について述べています。

1 志田氏の経歴

志田氏は、武蔵野芸術大学の教授であり、専攻は憲法、特に表現の自由を専門に研究しています。

芸術大学に勤務している関係で、職業上も研究活動上も表現の自由は必須の分野になるところ、表現の自由のバランスとの関係で人格権、名誉棄損やプライバシー等の人格権が必須の研究領域となり、現在では、人格権全体について取り組んでいます（甲 120・1～2 頁）。

2 人格権の分類

志田氏は、人格権を、

- ①生命、身体、健康に関わる侵害またはその危険にさらされない権利（生命権）
- ②生命、身体、健康に関わる恐怖、不安から免れる権利
- ③平穏な生活を妨害・破壊されない権利（平穏生活権）
- ④内面における生活（内心の静謐）を妨害・破壊されない権利
- ⑤自律的な生き方を妨害されない権利
- ⑥自己情報にかかる人格権（名誉権、プライバシー権、肖像権など）
- ⑦期待権（正当な手続きが守られることへの信頼保護）

の 7 つに分類しています（甲 120・2～4 頁）。

3 人格権②生命、身体、健康に関わる恐怖、不安から免れる権利の概要

- (1) 志田氏は、このうち①生命、身体、健康に関わる侵害またはその危険にさらされない権利（生命権）と、②生命、身体、健康に関わる恐怖、不安から免れる権利の違いについて、①の類型は「生命、身体、

健康に対する物理的な健康被害を意味する」のに対し（甲B120・4頁参照）②の類型は、「生命、身体、健康被害の恐怖感に対する心理的な被害」を意味する（甲B120・8頁参照）と説明しております。

(2) 志田氏は、人格権②の類型「生命、身体、健康被害の恐怖感に対する心理的な被害」の認定に関し、参考になる裁判例として、ある建物に暴力団が入居してくるということになった時に、近隣の住民がそのことに恐れを感じてその入居を差し止める請求をした静岡地裁昭和62年10月9日判決を挙げております。

同判決では、その地域でその暴力団が実際に何か事件を起こしたとか実際に住民に被害を与える危険を生じさせたということを問題にせずに、住民がそのような恐れを感じたということを直接被害として認定し、これを直接差止めの根拠としております（甲B120・10頁参照）。

(3) 本訴訟においても、控訴人らにおいて、そのような恐れを感じるのはもっともだという事情が認められるのであれば、同判例に照らし、その恐れというものを権利侵害として認めるべきです。

そして、本訴訟においても、原爆の被害に遭うといった鮮烈な戦争体験を有している控訴人らは、原審において、本件各行為により日本が戦争に巻き込まれ、自らが体験した悲惨な戦争被害が繰り返されるのではないかとの恐怖感を吐露しています。

4 人格権③平穏な生活を妨害・破壊されない権利（平穏生活権）の概要と戦争被害者の特殊性

(1) 次に ③平穏な生活を妨害・破壊されない権利（平穏生活権）について、志田氏は「本人の平穏な生活の進行が妨害されている」と

きに、その妨害を拒否できる権利」と説明しています（甲B120・15～16頁）。

- (2) その上で、幼児期に戦争体験がある原告のひとりについて「この戦争が起きた時にどういう被害が生じるかということを自分の体験から大変具体的にリアルに想像ができるという方ですね。その具体的なリアルな体験記憶が今回の新安保法制の採用によって殊更にかき立てられてしまい、それがもう頭を離れない、気が気ではないといった状態だと思いますが、これは当然に次の類型の内心の静謐を害するというところに当てはまりますが、それが眠れないといった生活上の客観的な障害を生じさせているという点では、平穏生活権の侵害に達していると思います」と証言しております（甲B120・16頁）。
- (3) 本訴訟においても、原爆の被害に遭うといった鮮烈な戦争体験を有している控訴人らは、原審において悲惨な戦争体験を証言し、原審は、平和的生存権の侵害についての検討において「原告らは本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した原告らは、当時の戦争体験を想起し多大な精神的苦痛を感じたことが認められる」と認定しているところです（原判決29頁）。

5 宮崎地方裁判所令和3年6月28日判決

- (1) 志田氏は、人格権侵害に関する裁判例のうち注目すべき裁判例として、基地騒音国賠訴訟に関する宮崎地方裁判所令和3年6月28日事件判決を挙げます。

同訴訟において、裁判所は「騒音によって聴覚障害が生じているという健康被害」を訴えていた原告に対し「騒音の精査、資料を見るという精査と、それから医学的にそれが生じているかということを見た

結果、聴覚障害そのものは生じていない」と健康被害の訴えは退けながらも、①「聴覚障害が生じることを恐れたという、原告の恐れはもっともだと判断し」健康被害への恐れ（②生命、身体、健康に関する恐怖、不安から免れる権利）に関して心理的被害を認め、併せて、②一般的な恐れ、心痛というものとして内心の静謐が害されているという意味の心理的被害（③平穏な生活を妨害・破壊されない権利（平穏生活権））の侵害を認めていおります（甲B120・17～18頁）。

(2) 同判決に見られるように、直接的な健康被害は生じていなくても、「生命、身体、健康に関する恐れを感じるのはもっともだという事情」があれば、その恐れそのものを、生命、身体、健康に関する恐怖、不安から免れる権利としての人格権侵害として認定すべきであり、また、その恐れにより、内心の静謐が害されていると評価されるのであれば、平穏な生活を妨害・破壊されない権利としての人格権侵害も併せて認定すべきです。

6 本訴訟におけるあてはめ

- (1) 本件における控訴人らは、原審も認定するように「本件各行為が違憲であると認識し、そのことにより、それぞれ供述又は陳述するような思いを抱き、特に、第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した原告らは、当時の戦争体験を想起し多大な精神的苦痛を感じ」ています。
- (2) 控訴人らは、本件各行為により、生命、身体、健康に関する恐れを感じ、また、内心の静謐が侵害されているのであるから、本件各行為により、控訴人ら人格権は侵害されていると評価すべきです。

7 受忍限度論について

- (1) さらに、志田氏は、受忍限度論について「受任の範囲内というためには、これ一種の利益衡量論ですので、害を受けているだけれども、こちらの利益も重要なので、受忍しなさいというときに、てんびんの2つのお皿に、この二つの利益が乗っているわけですね。こちら側の利益も正当なものであるということが少なくとも必要です。例えば、騒音被害を言うときに、この程度の騒音は受忍してくださいと、もし言うのであれば、これ適法に入居している入居者からの生活騒音ならお互い様ということで受忍限度ということは出てきますけれども、そもそも違法、不法にここを占拠している人が物音を立てているというときに受忍限度をいう余地はありません。としますと、受忍限度を言うのであれば、その害を生じさせている側、今回で言えば法制度ですね、新安保法の法制度が少なくとも違憲ではない、違憲、違法でないということを先に確認しないと、受忍限度を言うことはできないはずだと考えます」と証言しております（甲B120・25～26頁）。
- (2) 本件において、原審は、受忍限度論は採用していませんが、控訴審において受忍限度論を採用するのであれば、理論的に、新安保法制の違憲性判断を先行させる必要があることを念のため付言します。

第4 ジャーナリスト西谷文雄氏の証言内容

福岡地方裁判所において令和3年9月3日に行われた西谷文雄氏（以下「西谷氏」という）の証人尋問の内容（甲B124の1）について、意見書（甲B124の2）も踏まえてその内容を述べます。

戦争の現実、太平洋戦争時の日本の姿、そして安保法制法の下で訪れるかもしれない将来の日本の姿です。

1 西谷氏の略歴（甲B124の2・1～3頁）

西谷氏は、市役所勤務を続けながら1993年からジャーナリストとしての活動を開始し、2004年から市役所を退職し、本格的にジャーナリストとしての活動に取り組んできました。

2 2001年10月に始まったアフガン戦争の実相（甲B124の1・1～6頁，甲B124の2・3～8，17～23，34頁）

(1) 罪なき子どもたちや女性が巻き添えになる現実

アフガン戦争において、大手マスコミは、空爆を行う米軍側からの取材を行っていましたが、西谷氏は、罪なき子どもたちや女性が巻き添えになる現実を伝えたかったことから、空爆される側の取材を行いました。

米軍は、空爆を行っていましたが、ピンポイントでタリバンだけを殺せるわけではありません。そのため、上記のような多くの民間人が空爆に巻き込まれて殺害されたり、家を失ったりといった甚大な人的物的被害が生じる現実がありました。

西谷氏は、アフガン戦争の大義名分のテロとの戦いに正義があるのかについて疑問を持ち、空爆よりも話し合いで解決する方がよいのではないか、と考えるようになりました。

(2) 最激戦地－カンダハル

カンダハルの空港から市内までの国道は仕掛け爆弾通りと言われ、カナダ兵が警備を担当していました。西谷氏が乗っていた自動車は、カナダ兵から緑のレーザー光線を撃たれました。そのまま近づくと、赤のレーザー光線を撃たれ、それでも止まらなければ実弾で撃たれるという緑、赤、実弾のルールがあることが分かりました。知らなければ撃たれてしまします。このような戦場の実情が西谷氏の取材で分かりました。

また、遊牧民のテントが張つてあるところを米軍が空爆し、テントが燃え上がって全身大やけどした4歳の少女がカンダハルの病院に連れてこられました。病院ではこのような罪なき人々が運び込まれていました。このような実情から、西谷氏は、早くこの戦争を止めなければいけないとの思いで取材を続けました。

(3) 憲法9条

西谷氏は、元タリバンの外務大臣に取材を行いました。元外務大臣は、G7の中で日本だけが唯一、アフガニスタンに軍隊を送っていないことを評価し、また、武力ではなく話し合いで解決しようとする日本の憲法9条を知っており、その価値を評価していました。

(4) タリバン政権に戻ったこと

2021年8月、米軍が撤退し、再びタリバンがアフガニスタンを掌握しました。20年間で何百兆円、米兵二千数百人、アフガニスタン人數十万人の犠牲がありましたが、結局、暴力を暴力で押さえ込むことができないことが明らかになりました。

(5) 中村哲氏の活動

中村哲氏は、「憲法9条こそが日本の強み。」「武力では平和は守れない。コメや小麦で平和を勝ち取る。」ということをスローガンに、アフガニスタンで用水路を作り、現地の人が農民として自立する手立てを施していました。同氏が亡くなった後も現地の治安は安定し、武力でなくコメや小麦を作ることが平和をもたらすことが分かりました。

3 2003年3月に始まったイラク戦争の実相（甲B124の1・7～9頁、甲B124の2・8～10、24～27頁）

(1) イラク戦争の始まり

2003年3月に始まったイラク戦争では、「大量破壊兵器はなかった」のですが、アメリカは、国連決議もないままイラクへの戦争を開始しました。

(2) イラクの実情

西谷氏は、同年11月にイラクに取材に入りました。当時、首都バグダッドでは米軍の猛烈な空爆が行われており、建物がことごとく破壊されていましたが、唯一、石油省だけ破壊されていなかつたことから、西谷氏は、イラク戦争は実は石油のための戦いではなかつたかと思いました。

また、米軍は、大量の劣化ウラン弾を使用しており、現地の医師によれば、先天性奇形の子どもがたくさん生まれており、また、白血病、子どものがんが増えているとのことでした。

加えて、米軍のファルージャ侵攻後の2004年4月には、日本人3人が誘拐されました。武装勢力側の要求は、「3日以内に自衛隊を撤退せろ、さもなくば焼き殺す。」という内容でした。当時、西谷氏はバグダッドにおり、街角で約50人にインタビューしたところ、7～8割のイラク人は誘拐すべきでないと回答しましたが、残り2～3割のイラク人は、「日本がサマワに自衛隊を送って米軍に協力し敵となつたので、このような事態になることが当然だ。」という意見であり、西谷氏は、イラクの親日感情が薄れていっていることを実感しました。

(3) サマワの自衛隊宿泊地

その後、西谷氏は、2009年、サマワを取材したいと考え、バグダッド入りしました。西谷氏がサマワを取材したいと考えたのは、サマワの自衛隊の宿泊地に迫撃弾が20発以上撃ち込まれているにもかかわらず、発表ではけが人がいない、という奇跡的な状況となって

いる一方で、サマワから帰還した自衛隊員の自殺者や死因不明者がそれぞれ 10 数名に及ぶことから実際には迫撃砲だけがをしたのではないかと考え、実際どのような様子だったのかを確認したいと思ったからでした。西谷氏は、激戦地のマフムディーヤやカルバラには入ることができましたが、サマワには、日本人だという理由で入ることができませんでした。そのようなこともあり、西谷氏は、真実が覆い隠されている可能性があると考えました。

4 南スーザンへの自衛隊派遣の実相（甲 B 1 2 4 の 1・9～11 頁，甲 B 1 2 4 の 2・10～13，27～33 頁）

(1) 自衛隊の派遣

2012 年から 5 年間、日本政府は南スーザンに自衛隊を派遣しました。

(2) 首都ジュバの様子

西谷氏は、2017 年 5 月に南スーザンへの首都ジュバへ取材に行きました。当時自衛隊はジュバにおり、西谷氏は、自衛隊の造ったジャパンロードについての取材を申し込んだのですが、断られました。このジャパンロードは、2016 年 7 月に戦闘が勃発してからは未舗装のままで放置されており、西谷氏は、危険なので工事の続きをできなかったと考えました。

(3) ジュバにおける自衛隊宿泊地付近の様子

2018 年 5 月、南スーザンの日報が公開され、西谷氏は同月ジュバに取材に行きました。このとき、西谷氏は、自衛隊宿泊地に隣接する 9 階建ての「トルコビル」に入りました。ここでは、2016 年 7 月、このトルコビルに 200 人の反政府軍が籠もり、反対側の空港には 400 人の政府軍が籠もり、自衛隊の宿営地を挟んで撃ち合いにな

りました。自衛隊員の頭上を機関銃や戦車砲が飛び交っていた関係になります。遺書を書いた自衛隊員もいたと言われており、西谷氏は、トルコビルで取材をしながら、本当に怖かったのだろうと考えました。

5 日本の役割について（甲B124の1・11～12頁，甲B124の2・13～16頁）

(1) 集団的自衛権の行使がなされてたときの自衛隊について

アメリカや国連は、紛争地に軍隊を派遣する場合には、「その地域を任せ的方式」をとります。日本が集団的自衛権を行使して自衛隊を派遣した場合、自衛隊は、戦争の初日から紛争地に派兵されてしまいます。そうすると、上述の最激戦地カンダハルに派遣されたカナダ軍のような立場になります。自爆テロが起きると、自衛隊員が検証を行うことになりますが、そうすると、時間差で2発目の爆弾が破裂して、死者が出る可能性があります。ひとたび、隊員に死者が出れば、部隊の緊張も、報復の感情も高まるが故に、パトロールの隊員は以前にも増して銃の引き金を引いてしまいます。これが誤射で、地元の人が殺されれば、さらに自衛隊へのテロが増えます。米兵立ちがイラクやアフガンで経験した悪循環となります。実際に、アフガニスタンでは、米軍が2355人、イギリス軍が456人、カナダ軍が157人、フランス軍が88人など総計3502名もの兵士が殺害されており（2020年5月20日現在）、自衛隊員も同じような立場に立たされるということになるのです。

(2) 憲法9条の下で日本が取るべき支援について

西谷氏が、アフガニスタン、イラク、南スーダンと取材する中で、武力でなく米や小麦で平和を勝ち取るという中村哲氏が行っていた

方法を日本政府も学んで国際貢献を行うべき、平和憲法を堅持して、軍隊ではなく、人道支援に特化させた援助を続けるべきと考えました。

第5 ジャーナリスト半田滋氏の証言内容

東京高等裁判所において実施された2021年4月26日に実施された半田滋氏（以下「半田氏」といいます。）の証人尋問における証言（甲B117）及び岡山地方裁判所において2021年7月8日に実施された同氏の証人尋問における証言（甲B121）の内容を、これらの証言のもととなりながらこれをアップデートした陳述書（甲B125）を踏まえて要約するものです。

まず第1に、新安保法制法の成立施行、それに先立つ新ガイドラインそれらの内容を具体的に実施する方策を示した平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（30大綱）によって、様々な自衛隊の装備、役割等が大きく変容していること、第2に、新安保法制により日米軍事一体化が進み、特に中国を念頭に置いて共同訓練が繰り返されていること、第3に、台湾有事が起きる危険が高まっており、集団的自衛権の行使、武器等防護などにより、自衛隊、我が国が戦争に巻き込まれる危険性が益々高まっていること、第4に、安保法制によって「国のかたち」が変わった背景が述べられています。

以下、主として甲B125の陳述書を中心にごく簡単に述べます。

1 証人の経歴

半田氏は、1991年以降30年にわたって防衛庁・防衛省の取材活動を中心に国防や軍事の問題に取組み、現在法政大学と獨協大学で教鞭を執り、安全保障や現代社会についての講座を担当しているジャーナリスト

です。

2 新安保法制による自衛隊の変容の実態

(1) 新安保法制は、2015年5月15日に法案として国会に提出されました。それに先立つ4月27日に、日米安全保障協議委員会で新ガイドラインが取り決められました。その内容は、新安保法制を先取りするもので、新安保法制は新ガイドラインを実施するための国内法という基本的関係になっていました。

新ガイドラインではシームレスな形で平時から利用可能な日米間の「同盟メカニズム」を構築することとされ、また「共同計画策定メカニズム」が設置されました。

そして、2018年12月18日には、当時の安倍内閣は、30大綱と30中期防を閣議決定しましたが、それらは新ガイドライン、新安保法制を具体的に実施するために、実施途中であった「25大綱」と「25中期防」を作り直したものでした。30防衛大綱の特徴的なことは、「我が国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない」と述べて日米の軍事一体性を明確にしている点です。

(2) イージス・アショア2機の配備計画は、当時のトランプ米大統領の要求に応じて整備することとされて30中期防で明記されたが、2020年6月コスト等が増大することが分かったとして配備の中止が発表されました。

そして、この配備中止と引き換えのように政府内で急浮上してきたのが、「敵基地攻撃能力の保有」です。

(3) このように、「敵基地攻撃能力の保有」については、政府は検討中としながら、敵基地攻撃能力を持つ装備を開発・保有し、そのような

体制を整えようとしていますが、これは「専守防衛」を踏み越えると言わざるを得ません。

その例として、F 3 5 戦闘機の取得予定数 4 2 機のほか、1 0 5 機を追加取得することとし、うち 4 2 機を短距離離陸・垂直着陸機能を持つ F 3 5 B 戦闘機とすることが決まり、F 3 5 には射程 5 0 0 km の「JSM」、F 1 5 と F 2 には 9 0 0 km の「JASSM」と「LRASM」を搭載することを目指すとされました。また、護衛艦「いずも」と「かが」を空母化するということも示されました。

戦闘機を搭載した空母は攻撃型兵器の象徴と言え、それまで壊滅的打撃を与える攻撃型兵器の保有は自衛のための最小限度を超えるため許されないとした政府見解（その例として、大陸間弾道ミサイル、長距離爆撃機、攻撃型空母が挙げられていた。）とは明らかに矛盾するものです。

さらに、3 0 大綱では、領域横断作戦を進めるため、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化するとしていますが、これも敵基地攻撃能力と密接に関連するものといえます。

3 米軍と一体化する自衛隊

(1) 新ガイドラインと安保法制は、日本と米国が地球規模で共同して軍事行動ができる仕組みを定めたものにはかなりません。

集団的自衛権行使は、米国の戦争に自衛隊が出動して武力行使できるとしたものですし、重要影響事態法や国際平和支援法は、海外で武力行使をする米軍などの後方支援を行うことを定め、さらに武器等防護では、平時から自衛隊が米軍の艦船や航空機の防護を行い、いざというときは米軍を守るために自衛隊の武器を使用することを認めています。

(2) このような状況を考えると、もはや自衛隊と米軍が一体となって相互運用するところまで事態が進んでいることを示していると言えます。

自衛隊が米軍との連携を強化しようとすればするほど、自衛隊は圧倒的に強大な能力を持つ米軍に飲み込まれ、その一部として、自らの主体性、独立性を失っていかざるを得ないこととなります。

軍事的な連携を深める余り、日本の政策が米国の政策に飲み込まれていき、軍事が政治を左右する本末転倒な事態に追いやられることが、最も危惧される点です。

4 中国けん制に向けた日米共同訓練

(1) 過去になく緊張が高まる米中関係の中で、日本は米国と共同歩調を取り、政府は、安全保障関連法制定後の2016年に、「自由で開かれたインド太平洋」を打ち出し、各国对中国包囲網に参加するよう呼び掛けています。

インド洋における共同訓練「マラバール」に、日本は2017年から海上自衛隊の艦艇を参加させていますが、2020年には豪州も参加して、日米豪印によるマラバールが実施されました。この4か国を意味する QUAD（クアッド）の枠組みが完成し、海上自衛隊は、2018年以降毎年長期間インド洋まで遠征し、各国と訓練を繰り返しています。

(2) 安全保障関連法が制定される前は、自衛隊の訓練は日本防衛を目的に日本とその周辺で行われていましたが、同法により、米軍をはじめとする多国軍との連携が可能になり、日本防衛とは直接関係のない海域まで進出し、武力行使を前提とした訓練を繰り返しています。

自衛隊にとって訓練とは本番に備えるための準備です。

すると、自衛隊はインド洋や南シナ海で戦いがありうるとみている
ということが分かります。対抗する相手は、もちろん中国です。

5 台湾有事が起きる危険性

(1) 米国には警戒すべき「敵」が存在するとしていますが、その中に中国も含まれています。2021年3月に開催された米中外交トップ同士での会談は激しい非難の応酬になり、両国の関係は過去最悪です。

中国は、強攻策をとって香港、新疆ウイグルを押さえつけ、次には台湾統一を目指すとみられています。中国政府は、台湾は自国の国家主権にとって欠くことのできない核心的利益だと明言し、李克強首相は、2020年5月の全人代において、武力による台湾統一の可能性を表明しています。

1996年のいわゆる台湾危機以降、中国は米国に対抗するため新たな軍事戦略を採用して海軍力と空軍力を強化し、さらに巨大経済圏及び安全保障構想「一带一路」を掲げるとともに、南シナ海の島嶼部における領有権を一方的に拡大しています。

(2) 米国は、中国のそのような行動に強く反発し、「航行の自由作戦」を掲げて頻繁に海軍艦艇を差し向け、中国をけん制しています。

一方中国もそのような米国の対応に反発し、米国が2020年8月南シナ海で空母2隻による共同訓練が終わった後、中国は、弾道ミサイル4発を南シナ海に向けて発射し、米空母の残像を攻撃することで、米国と対決する覚悟を示しました。

(3) 2021年3月16日にあった日米安全保障協議委員会2+2で発表された共同文書で中国に国名を挙げて警戒感をあらわにしました。又、同年4月16日のバイデン大統領と菅首相による日米首脳会談後の共同声明では、台湾問題に関する問題が52年ぶりに書き込ま

れ、にわかに注目されました。

これらに対して、中国は「強烈な不満」を表明しました。

この米中の対立は、冷戦がはじまったころの米国とソ連との関係をほうふつとさせます。当時の米ソは対話がなく、相手への不信感を高めて核兵器を大量に保有するに至っていました。緊張が頂点に達したキューバ危機が今回の台湾をめぐる情勢に近いのではないだろうかと思います。

中国は、台湾問題を中国の主権や領土保全に関わる核心的利益として「譲れない一線」と公言しています。日米連携による抑止が効果的に働くとは考えにくく、台湾有事に発展した場合、遠方にある米国と違って日本は戦場になりかねません。

(4) 2021年3月9日、米上院軍事委員会で、米国のインド太平洋軍のデビッドソン司令官は、中国による「台湾への脅威は今後6年以内に明白になるだろう」と期限を切って台湾有事の発生に言及し、さらに同月23日には、同じく米上院軍事委員会で、インド太平洋軍のアキリーノ次期司令官が「台湾侵攻を見過ごせば地域のパートナーとしての米国の信頼に影響が出る」と述べ、台湾有事への介入を示唆しました。

(5) いうまでもなく、台湾有事は日本の平和と安全に重要な影響を与える事態です。もし戦端が開かれれば、安保法制法に基づく重要影響事態が発動され、自衛隊による対米支援が始まりますし、米軍の戦力が消耗すれば、存立危機事態が発動され、自衛隊が米軍とともに戦うことになります。やがて南西諸島に戦火は広がり、武力攻撃対処事態つまり日本有事に至り、中国が保有する中距離弾道ミサイルが日本本土を襲うかもしれません。

このように、地勢的に見て、台湾有事はたちまち日本有事に発展す

る恐れがあります。安全保障関連法によって自衛隊と米軍が連携して抑止力を強化しても、それだけで日本が安全になるわけではありません。

安全保障の最大の目的は、戦争を回避することです。米中の対立が先鋭化する今こそ、日本は仲介役となって外交努力を重ねるべきです。

このほかに、台湾有事以外の懸念される事態として、北朝鮮の問題と中東におけるイランと米国の対立を挙げられます。

6 「国のかたちが変わった」

- (1) 安保法制により専守防衛を踏み越え、必要最小限度の実力という概念も無限に拡大していっており、海外で戦争ができる、米軍とともに戦争をすることができるようになり、日本の「国のかたち」は大幅に変わったと半田氏は指摘します。
- (2) このように、「国のかたち」を変えた大本については、米シンクタンク CSIS（戦略国際問題研究所）から発行されている「アミテージ・ナイレポート」にあるのではないかと考えています。

このレポートは2000年から始まり、第5次まで出ていますが、安保法制ができる前に作られた第1次から第3次までの3回のレポートには、例外なく日本が集団的自衛権行使を禁止していることが正常な日米同盟の阻害になっているということが書かれていたと述べております。

さらにそれより以前、米国務長官を務めたジョー・フォスター・ダレスは、GHQが当時の吉田茂首相に日本の再軍備を命じ、警察予備隊、その後自衛隊ができたことについて、日本の再軍備を米国の日本支配の道具の一つであるとし、また日本支配のもう一つの道具が日米

安保条約であると述べているとのことです。つまり、この二つの仕掛けによって、「永続的に軍事的に日本をアメリカに従属させるというものを構築することで解決した」というのです。

現在でも、その通り「永続的に軍事的に日本をアメリカに従属させ」られているとすると、防衛白書に日米安保条約の重要性を記述しているのは、「永続的」に米国により従属させられていることの証拠かもしれません。

(3) そして、重要影響事態、存立危機事態などにおいて、自衛官が落命・負傷すること、安保法制に基づいて日本が他国の戦争に関わっていき、再び日本が戦火にまみれるなど、日本国民が被害を受けるようになる危険性が大きくなつたことは明白であると述べています。

以上